

特定事業所集中減算に係る届出書

令和 年 月 日

調布市長 宛

開設(事業)者

所在地

名称

代表者職氏名

居宅介護支援サービス計画における紹介率最高法人等の状況については、下記のとおりとなりましたので報告します。

事業所番号, 事業所名, 指定年月日, 休止・廃止年月日, 事業所所在地, 事業所が所在する地域, 担当者名(連絡先)

判定期間, 令和, 年度, 前期, 後期, 内訳, 3月-8月, 9月-2月, 計

居宅サービス計画の総数, 訪問介護, 左記サービスを位置付けた居宅サービス計画数, 紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数, 紹介率最高法人 (名称, 所在地, 代表者名, 事業所1, 事業所2), 割合 (B÷A×100), Cが80%を超えた場合の理由

審査 入力

通所介護, 左記サービスを位置付けた居宅サービス計画数, 紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数, ※地域密着型通所介護の有無, 紹介率最高法人 (名称, 所在地, 代表者名, 事業所1, 事業所2), 割合 (E÷D×100), Fが80%を超えた場合の理由

審査 入力

福祉用具貸与, 左記サービスを位置付けた居宅サービス計画数, 紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数, 紹介率最高法人 (名称, 所在地, 代表者名, 事業所1, 事業所2), 割合 (H÷G×100), Iが80%を超えた場合の理由

審査 入力

地域密着型通所介護, 左記サービスを位置付けた居宅サービス計画数, 紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数, 紹介率最高法人 (名称, 所在地, 代表者名, 事業所1, 事業所2), 割合 (K÷J×100), Lが80%を超えた場合の理由

審査 入力

【留意事項】

- ① 「前期」とは3月1日から8月末日まで、「後期」とは9月1日から2月末日までになります。
- ② いずれかのサービス割合が80%を超えているときは、この書類を調布市へ提出しなければなりません。
- ③ 提出期限（前期：9月15日、後期：3月15日）までに必ず提出してください。
※ 太枠内に記入してください（両面印刷可、空欄用紙でも提出必須）。
- ④ この書類は全ての居宅介護支援事業所が作成し、2年間保存しなければなりません。
- ⑤ 事業所毎に作成してください（法人単位ではありません）。
- ⑥ 紹介率最高法人の事業所が3つ以上ある場合は、「市様式1-1」に記入してください。
- ⑦ 割合が80%を超えた場合の「正当な理由」が複数該当する場合は、いずれか一つを選択してください。
※ 「正当な理由」に該当するかは、調布市が審査します。
- ⑧ 「正当な理由の判断基準」、「地域毎の事業所数」等は、市ホームページで確認いただけます。
アドレス：<https://www.city.chofu.lg.jp/060030/p033016.html>
- ⑨ 特定事業所集中減算の適用の有無が変更になる場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2)」と「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1-2)」を併せて提出してください。

(※) 解釈通知

(1) 判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

- ① 判定期間が前期（3月1日から8月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。
- ② 判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

なお、大臣基準告示において第83号の規定は平成30年4月1日から適用するとしているが、具体的には、①の期間（平成30年度においては、4月1日から8月末日）において作成された居宅サービス計画の判定から適用するものであり、減算については、同年10月1日からの居宅介護支援から適用するものである。

(2) 判定方法

各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。

（具体的な計算式）

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

(3) 算定手続

判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を市長に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存しなければならない。

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ (2)の算定方法で計算した割合
- ⑤ (2)の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

(4) 正当な理由の範囲

(3)で判定した割合が80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を市長に提出すること。なお、市長が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市長において適正に判断されたい。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。
(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置付けた割合が80%を超えた場合でも減算は適用されない。
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
(例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護については減算が適用される。
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合
(例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
- ⑥ その他正当な理由と市長が認めた場合

令和 元 年 2 月 1 日

調布市長 宛

開設(事業)者

所在地

東京都調布市小島町2-35-1

名称

株式会社調布市ケアプラン

代表者職氏名

代表取締役 介護 一郎

居宅介護支援サービス計画における紹介率最高法人等の状況については、下記のとおりとなりましたので報告します。

事業所番号	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所名	ケアプラン調布市									
指定年月日	平成 29		年 1		月 1		日			
休止・廃止年月日 ※該当する場合のみ	令和		年		月		日			
事業所所在地	東京都調布市小島町2-35-1									
事業所が所在する地域	<input type="checkbox"/> 東部		<input checked="" type="checkbox"/> 西部		<input type="checkbox"/> 南部		<input type="checkbox"/> 北部			
担当者名(連絡先)	介護 太郎 (042-481-7149)									

判定期間	令和	元	年度	内訳		3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
				<input type="checkbox"/> 前期	<input checked="" type="checkbox"/> 後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
居宅サービス計画の総数												279
訪問介護	左記サービスを位置付けた居宅サービス計画数					34	36	38	34	34	23	199
	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数					27	28	35	33	25	12	160
	紹介率最高法人	名称					株式会社調布市ケアプラン					
		所在地					調布市小島町2-35-1					
		代表者名					介護 一郎					
		事業所1(事業所番号)					ホームヘルプ調布市 (130000001)					
事業所2(事業所番号)					ヘルパーステーション調布市 (130000002)							
割合 (B÷A×100)											80.5%	
Cが80%を超えた場合の理由 ※「正当な理由」の判断基準に該当する番号を選択											5	
通所介護	左記サービスを位置付けた居宅サービス計画数					33	32	31	29	30	32	187
	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数					31	29	28	27	27	26	168
	※地域密着型通所介護の有無					(含まれている ・ 含まれていない)						
	紹介率最高法人	名称					株式会社デイサービス調布市					
		所在地					調布市〇〇町〇-〇-〇					
		代表者名					介護 二郎					
事業所1(事業所番号)					デイサービス調布市 (130000005)							
事業所2(事業所番号)					()							
割合 (E÷D×100)											89.9%	
Fが80%を超えた場合の理由 ※「正当な理由」の判断基準に該当する番号を選択											5	
福祉用具貸与	左記サービスを位置付けた居宅サービス計画数					22	21	24	21	21	20	129
	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数					14	15	15	15	15	14	88
	紹介率最高法人	名称					有限会社福祉用具調布市					
		所在地					調布市〇〇町〇-〇-〇-101					
		代表者名					介護 三郎					
		事業所1(事業所番号)					福祉用具調布市 (130000007)					
事業所2(事業所番号)					()							
割合 (H÷G×100)											68.3%	
Iが80%を超えた場合の理由 ※「正当な理由」の判断基準に該当する番号を選択												
地域密着型通所介護	左記サービスを位置付けた居宅サービス計画数					20	22	22	23	25	25	137
	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数					19	19	21	21	23	24	127
	紹介率最高法人	名称					株式会社〇〇デイサービス					
		所在地					調布市〇〇町〇-〇〇-〇					
		代表者名					介護 四郎					
		事業所1(事業所番号)					調布〇〇デイサービス (130000008)					
事業所2(事業所番号)					()							
割合 (K÷J×100)											92.8%	
Lが80%を超えた場合の理由 ※「正当な理由」の判断基準に該当する番号を選択												

審査	入力

審査	入力

審査	入力

審査	入力

